

入札説明書

令和3年度移住促進のための空き家研修業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和3年3月12日

2 契約担当者 京都府知事 西脇隆俊

3 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
京都府農林水産部農村振興課移住促進係（京都府庁第2号館4階）
電話番号（075）414-4900 FAX番号（075）414-5039

4 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

令和3年度移住促進のための空き家研修業務 一式

(2) 業務の仕様等

別添「令和3年度移住促進のための空き家研修業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約日又はその翌日から令和3年12月20日まで

(4) 納入場所等

京都府内

5 入札説明会

入札説明会は実施しない。質問等がある場合は、入札公告に記載のとおり質問書（別紙様式5）を提出すること。

質問書の回答は、申請書を提出した者に対し、電子メール又はFAXにより行う。なお、回答内容は仕様書等の一部として入札条件になる。

入札、契約手続き等の事務的な事項に関する質問については、口頭で個別に答える。

6 入札参加資格の審査

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（別紙様式1）及び添付資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法等

入札公告に記載のとおり

(2) 添付資料

以下のアからキの資料を添付すること。

なお、京都府指名競争入札参加資格名簿登載事業者は、京都府指名競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。この場合、下記ア、エ及びオの資料の提出は不要とする。

- ア 法人にあっては商業登記事項証明書、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等（写し可）
- イ 取引使用印鑑届
- ウ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
- エ 府税納税証明書（別紙様式2）
- オ 消費税及び地方消費税の納税証明書（書式その3、書式その3の2又は書式3の3のいずれか）（写し可）
- カ 会社概要
- キ 営業経歴書及び営業実績調書（別紙様式3、4）

(3) 確認通知

資格審査の結果については、一般競争入札参加資格審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）を郵送により発送する。

(4) その他

証明書類は、申請日時点で発行日から3ヶ月以内のものに限る。

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7 入札手続等

(1) 入札期日及び開札日時

入札公告に記載のとおり

(2) 入札方法

ア 入札書（別紙様式A）は郵送するものとし、持参及び電送による入札は認めない。

イ 郵送による入札書の提出方法は、以下（ア）から（オ）のとおりとする。

（ア） 郵便の種類は、書留郵便とする。

（イ） 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び「令和3年度移住促進のための空き家研修業務入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。

（ウ） 入札書は、二重封筒とし、表封筒に「4月6日開札令和3年度移住促進のための空き家研修業務入札書在中」と朱書きするとともに確認結果通知書又はその写しを同封し、中封筒に入札書のみを入れ、（イ）のとおり封印等の処理をし、京都府農林水産部農村振興課移住促進係あての親展とする。

（エ） 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状（別紙様式B）を同封することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。

（オ） 提出先等

提出先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入戸ノ内町
京都府農林水産部農村振興課移住促進係 あて

受領期限 令和3年4月5日（月）午後5時まで（必着）

添付書類 審査結果通知書の写し（1枚）

ウ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

エ 入札回数は2回までとする。

オ 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送により事前に提出すること。郵便の種類は、書留郵便とする。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分につ

いて押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

- (4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。
- (6) 入札者は、入札説明書及び業務仕様書、契約書案（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (8) 開札

開札は、(1)に掲げる日時において、入札執行事務に關係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

- (9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、入札書の郵送期間を考慮して、再度入札の期日を設定し、再度入札の通知を行うものとする。ただし、入札参加者が2名未満となったときは、再度入札を行わず、その他の方法によることとする。

- (10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札
- ウ 委任状を同封しない代理人による入札
- エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
- オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
- カ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札
- キ その他入札に関する条件に違反した入札

- (11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

また、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、立会職員にくじを引かせ落札者を決定するものとするものとする。

イ 落札者が落札決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

ウ 落札決定の通知は令和3年4月1日以降に行う。

8 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

9 契約書の作成の要否

要

10 その他

- (1) 1から9までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことがある。
- (3) 業務仕様書、契約書案、回答書等については、入札後速やかに返却すること
- (4) 入札者は、入札金額の積算根拠を示す資料を準備し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。